第11回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
会社の体制および方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社ギフティ

「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制および方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://giftee.co.jp/ir）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

当事業年度末日における新株予約権等の状況は以下の通りです。

① 第６回新株予約権（2016年９月９日発行）

・新株予約権の数

822個（新株予約権１個につき1,000株）

・目的となる株式の種類および数

普通株式822,000株

・新株予約権の発行価額

無償

・新株予約権の行使価格

１株あたり　70 円

・新株予約権の行使期間

2018年９月10日から2026年９月９日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。

② 第８回新株予約権（2018年３月23日発行）

・新株予約権の数
32個（新株予約権１個につき1,000株）
・目的となる株式の種類および数
普通株式32,000株
・新株予約権の発行価額
無償
・新株予約権の行使価格
１株あたり　210 円
・新株予約権の行使期間
2020年３月24日から2028年３月23日まで
・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

③ 第９回新株予約権（2018年７月18日発行）

・新株予約権の数
660個（新株予約権１個につき1,000株）
・目的となる株式の種類および数
普通株式660,000株
・新株予約権の発行価額
無償
・新株予約権の行使価格
１株あたり 210 円
・新株予約権の行使期間
2020年７月19日から2028年７月18日まで
・新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

④　第10回新株予約権（2019年１月４日発行）

・新株予約権の数
　174個（新株予約権１個につき1,000株）
・目的となる株式の種類および数
　普通株式174,000株
・新株予約権の発行価額
　無償
・新株予約権の行使価格
　１株あたり　275 円
・新株予約権の行使期間
　2021年１月４日から2029年１月３日まで
・新株予約権の行使の条件
　新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤　第11回新株予約権（2019年２月14日発行）

・新株予約権の数
　43個（新株予約権１個につき1,000株）
・目的となる株式の種類および数
　普通株式43,000株
・新株予約権の発行価額
　無償
・新株予約権の行使価格
　１株あたり　275 円
・新株予約権の行使期間
　2021年２月15日から2029年２月14日まで
・新株予約権の行使の条件
　新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑥　第12回新株予約権（2019年５月17日発行）

・新株予約権の数
　121個（新株予約権１個につき1,000株）
・目的となる株式の種類および数
　普通株式121,000株
・新株予約権の発行価額
　無償
・新株予約権の行使価格
　１株あたり　1,500 円
・新株予約権の行使期間
　2021年５月18日から2029年５月17日まで
・新株予約権の行使の条件
　新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑦　第13回新株予約権（2020年11月13日発行）

・新株予約権の数
　208個（新株予約権１個につき1,000株）
・目的となる株式の種類および数
　普通株式208,000株
・新株予約権の発行価額
　無償
・新株予約権の行使価格
　１株あたり　3,215 円
・新株予約権の行使期間
　2022年11月14日から2030年11月13日まで
・新株予約権の行使の条件
　新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または子会社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。また、対象者が死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を行使することができないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名　称	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第６回新株予約権	561個	561,000株	３名
	第８回新株予約権	―個	―株	―名
	第９回新株予約権	660個	660,000株	４名
	第10回新株予約権	―個	―株	―名
	第11回新株予約権	―個	―株	―名
	第12回新株予約権	―個	―株	―名
	第13回新株予約権	―個	―株	―名
社外取締役	第６回新株予約権	―個	―株	―名
	第８回新株予約権	―個	―株	―名
	第９回新株予約権	―個	―株	―名
	第10回新株予約権	―個	―株	―名
	第11回新株予約権	―個	―株	―名
	第12回新株予約権	―個	―株	―名
	第13回新株予約権	―個	―株	―名
監査役	第６回新株予約権	―個	―株	―名
	第８回新株予約権	―個	―株	―名
	第９回新株予約権	―個	―株	―名
	第10回新株予約権	―個	―株	―名
	第11回新株予約権	―個	―株	―名
	第12回新株予約権	―個	―株	―名
	第13回新株予約権	―個	―株	―名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当該新株予約権等の内容は（1）⑦に記載のとおりであります。

・当社従業員、当社子会社役員および従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	名　称	新株予約権の数	交　付　者　数
当社従業員（当社役員を除く）	第13回新株予約権	208個	60名
当社子会社の役員および従業員（当社の役員および従業員を除く）	第13回新株予約権	―個	―名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産の利益の合計額	22,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるGIFTEE MALAYSIA SDN.BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第１項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。 また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項および第３項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

ａ．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(b) コンプライアンス体制の整備強化をはかるために「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「コンプライアンス規程」及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査担当が当社グループの内部監査を積極的に実施することにより、コンプライアンス体制を確保し、内部統制システムの有効性と妥当性を検証します。

(c) 健全な組織運営を目指し、内部通報制度を導入して運営します。

ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」の定めの他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。

(b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。

(b) 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備します。

ｄ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」に基づき、原則毎月１回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。

(b) 業務執行に関しては、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

e．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の経営については、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求めます。

(b) 当社内部監査担当者は、当社グループ各社に対して監査を実施します。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

g．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。

(b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

h．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役社長は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。

(b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査担当と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

i．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図るものとします。

j．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

ａ．取締役会

当社の取締役会は、取締役６名(うち社外取締役２名)で構成され、監査役３名も出席の上開催し、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役１名、非常勤監査役２名の合計３名で構成されております。監査役会は、毎月１回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

d. 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置しております。出席者は常勤取締役及び代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。また、必要に応じて常勤監査役も経営会議に参加し、経営会議の運営状況を監視しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社グループは成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化並びに人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

連結株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,536,199	1,523,199	475,295	3,534,693
当期変動額				
新株の発行	31,605	31,605		63,210
親会社株主に帰属する当期純利益			752,851	752,851
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	31,605	31,605	752,851	816,061
当期末残高	1,567,804	1,554,804	1,228,147	4,350,755

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,465	△2,465	－	3,532,227
当期変動額				
新株の発行				63,210
親会社株主に帰属する当期純利益				752,851
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,044	△4,044	10,703	6,658
当期変動額合計	△4,044	△4,044	10,703	822,720
当期末残高	△6,510	△6,510	10,703	4,354,947

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

会計方針に関する事項

1.重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

②たな卸資産

商　品	……	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕掛品	……	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．　重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	8～15年
工具、器具及び備品	4～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

4．重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

5．その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

新型コロナウイルス感染拡大は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、将来の状況を予想することは困難な状況ではありますが、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りにあたっては、入手可能な内部及び外部の情報等を踏まえ、当社グループの事業に与える影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、不確定要素が多いことから、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	34,145	千円
建物	20,686	〃
工具、器具及び備品	13,459	〃

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 26,962,600株

2．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,514,000株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として短期の預金によっており、資金調達については銀行借入及び株式の発行によっております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

金融資産の主なものは、現金及び預金、受取手形及び売掛金、並びに投資有価証券があります。預金は普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。 投資有価証券は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。金融負債の主なものは支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等があります。支払手形及び買掛金、未払金については、ほとんどが３ヶ月以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先ごとの期日管理及び残高管理等の方法により管理しております。投資有価証券は定期的に発行会社の財務内容を把握することにより管理しております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成することにより管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,270,964	3,270,964	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,385,159	1,385,159	—
資産計	4,656,124	4,656,124	—
(1) 支払手形及び買掛金	737,920	737,920	—
(2) 未払金	308,965	308,965	—
(3) 未払法人税等	351,937	351,937	—
(4) 預り金	179,844	179,844	—
負債計	1,578,666	1,578,666	—

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)未払金 、(3) 未払法人税等、並びに(4)預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	587,694

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

(注３) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	3,233,376	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,385,159	—	—	—
合計	4,618,535	—	—	—

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産　　161円12銭

１株当たり当期純利益　　28円47銭

重要な後発事象に関する注記

(株式取得及び簡易株式交換による企業結合)

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、ソウ・エクスペリエンス株式会社の株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）及び当社を完全親会社、ソウ・エクスペリエンス株式会社を完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」といい、「本株式取得」と併せて「本件統合」と総称します。）、並びに、本株式取得のための資金の借入について決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、当社については、会社法第796 条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により当社株主総会による承認を受けずに、ソウ・エクスペリエンス株式会社については、2021年３月11日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けた上で行うことを予定しています。

1．企業結合の概要
(1)被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称： ソウ・エクスペリエンス株式会社
事業の内容： 体験ギフトの企画・販売

(2)企業結合を行った主な理由
当社は、「eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する」、というコーポレート・ビジョンのもと、eギフトの発行から流通まで一気通貫で提供するeギフトプラットフォーム事業を国内外で展開しています。主力サービスは、カジュアルギフトサービス「giftee」 、eギフトやチケットを発行し販売する「eGift System」、また、eギフトを活用した法人向けソリューション「giftee for Business」、地域の課題を解決し活性化するプラットフォーム「Welcome！STAMP」の4サービスあり、個人、法人、自治体を対象に広くeギフトサービスを提供しております。
この度完全子会社化するソウ・エクスペリエンス株式会社は、さまざまな体験の提供を通じて個人の経験の積み重ねをサポートし、少しでも多くの幸せと希望を増やすことをミッションに、体験ギフトをはじめとしたギフト商品の企画・販売を手がけています。
本件統合により、サービスのクロスセルによる両社のギフトのコンテンツの拡充はもちろんのこと、ギフト領域で個別に事業展開してきた両社による新たなコンテンツの共同開発などを推進していくことで、ギフト体験の探索と深化を進め、両社の企業価値の最大化をすることを目的とし子会社することと致しました。

(3)企業結合日（予定）
2021年３月11日（株式及び新株予約権取得日）
2021年３月12日（株式交換日）
2021年３月31日（みなし取得日）

(4)企業結合の法的形式
現金を対価とする株式及び新株予約権の取得、並びに当社を完全親会社、ソウ・エクスペリエンス株式会社を完全子会社とする簡易株式交換

(5)結合後企業の名称
変更はありません。

(6)取得する議決権比率

企業結合直前に所有する議決権比率	—%
現金対価により取得する議決権比率	73%
株式交換により追加取得する議決権比率	27%
取得後の議決権比率	100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価とする株式取得及び株式交換により、被取得企業の議決権を100%取得するためであります。

2．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,478百万円
	株式交換により交付する当社の普通株式の時価	469百万円
取得原価		1,947百万円

3．株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数
(1) 株式の種類別の交換比率
当社の普通株式 １株：ソウ・エクスペリエンス株式会社普通株式 1,546株

(2) 株式交換比率の算定方法
当社は、株式交換比率の決定にあたり、その公平性・妥当性を担保するため、当社及びソウ・エクスペリエンス株式会社から独立した第三者算定機関である南青山FAS株式会社に株式交換比率の算定を依頼いたしました。
当社の株式価値については、当社が東京証券取引所市場第一部に上場していることから、市場株価を参考に算定しております。具体的には、本株式交換に係る株式交換契約締結日（2021年2月12日）の直前営業日である2021年2月10日を評価基準日とし、東京証券取引所における評価基準日の終値、当社通期業績上方修正公表後5営業日の終値平均株価、並びに評価基準日以前1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値平均株価を採用しております。

これに対し、ソウ・エクスペリエンス株式会社の株式価値については、非上場会社であることから市場株価法は採用せず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を採用しております。

(3) 交付株式数
普通株式 134,502株

4．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリーに対する報酬等（概算額） 10百万円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

7．取得原価の配分
識別可能資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。

8．支払資金の調達及び支払方法
(1) 借入先 株式会社みずほ銀行
(2) 借入金額 1,478百万円
(3) 借入実行日 2021年3月11日（予定）
(4) 借入金利 変動金利
(5) 借入期間 ５年間

株主資本等変動計算書

（2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,536,199	1,523,199	1,523,199
当期変動額			
新株の発行	31,605	31,605	31,605
当期純利益			
特定株式積立金の積立			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	31,605	31,605	31,605
当期末残高	1,567,804	1,554,804	1,554,804

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	特定株式積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	－	495,033	495,033	3,554,431	－	3,554,431
当期変動額						
新株の発行				63,210		63,210
当期純利益		797,973	797,973	797,973		797,973
特定株式積立金の積立	70,900	△70,900		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					10,703	10,703
当期変動額合計	70,900	727,072	797,973	861,183	10,703	871,886
当期末残高	70,900	1,222,106	1,293,006	4,415,614	10,703	4,426,318

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	……	移動平均法による原価法
その他有価証券	……	時価のないもの　移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	……	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕掛品	……	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	8～15年
工具、器具及び備品	4～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法　…　税抜方式によっております。

追加情報

新型コロナウイルス感染拡大は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、将来の状況を予想することは困難な状況ではありますが、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りにあたっては、入手可能な内部及び外部の情報等を踏まえ、当社の事業に与える影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、不確定要素が多いことから、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により当社の将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

※1.資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	34,145	千円
建物	20,686	〃
工具、器具及び備品	13,459	〃

※2．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権　4,617　千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	2,326　千円
営業取引以外の取引による取引高	388　〃

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	46,225千円
一括償却資産	5,217　〃
資産除去債務	4,410　〃
繰延資産	4,386　〃
未払事業税	19,336　〃
未払賞与	28,481　〃
その他	8,055　〃
繰延税金資産小計	116,113千円
評価性引当額	—　〃
繰延税金資産合計	116,113千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,310千円
繰延税金負債合計	△2,310千円
繰延税金資産純額	113,802千円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	太田　睦	(被所有) 直接19.20	当社 代表取締役	新株予約権の 権利行使	11,970	—	—
役員	鈴木　達哉	(被所有) 直接5.34	当社 代表取締役	新株予約権の 権利行使	11,970	—	—
役員	柳瀬　文孝	(被所有) 直接4.05	当社取締役	新株予約権の 権利行使	11,970	—	—
役員	藤田　良和	(被所有) 直接1.89	当社取締役	新株予約権の 権利行使	11,900	—	—
子会社	GIFTEE MALAYSIA SDN. BHD.	所有 直接100.00	資金の貸付先	資金の貸付	46,000	関係会社 短期貸付金	46,000

（注）2016年８月30日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権及び2017年３月10日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権並びに2018年７月18日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	163円77銭
１株当たり当期純利益	30円17銭

重要な後発事象に関する注記

（株式取得及び簡易株式交換による企業結合）

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。